

愛知県障害者施策審議会障害福祉計画等策定ワーキンググループにおける意見について

資料6

網掛けなし：会議中の意見
網掛けあり：会議後に提出された意見

関係ページ	構成員の意見（要望・質問等）	県回答・対応（反映状況）
第5章 P41～43	点字プリンターが壊れてしまい困ったという話を聞くことがあるため、点訳者の養成とともに点訳できる環境についても目標に入れていただきたい。	点訳できる環境については、具体的な数値目標として定めるのは難しいと考えております。引き続き、点訳奉仕員の養成等をプランに位置付け、意思疎通支援の充実に向けた取組を推進してまいります。
第5章 P58 第6章 P107、P108	文中で「療育」という言葉が使われているが、今は治療教育を示す「療育」という言葉ではなく「発達支援」というような言葉に変わっているため、適切な言葉に修正していただきたい。	御指摘いただきました関係箇所を「発達支援」に修正します。（P. 58, 105, 107, 108, 110, 226） なお、名称や既存事業に関するものについては文言を据え置いております。
第5章 P59	重症心身障害児、医療的ケア児への支援の充実について。遠くの特別支援学校に通うケア児の通学保証をお願いしたい。保護者が毎日送迎することで、保護者や家族が犠牲になっている。また保護者の体調が悪いと、通学できないことになる。	県立特別支援学校に在籍する医療的ケア児において通学支援モデル事業を実施し、通学途中に医療的ケアが必要となるためにスクールバスへの乗車ができず、保護者による送迎が行われている児童生徒に対して、保護者の都合により通学が困難な場合の学習機会を保障するとともに、保護者の送迎の負担を軽減する取組を進めます。
第6章 P81	「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」において、施設職員から見て地域生活へ移行することが可能と考えられるかという問（問13）に対して困難と回答している職員が多い（83.6%）。今回の地域生活移行者数の目標数値は、そうした前提を踏まえての人数であるのか。	地域生活移行者数については、地域生活移行を希望する方全員の人数を目標値として設定しております。施設側の職員がどう評価しているかということとは別に、御本人の希望が叶えられるよう計画目標として設定しているものであります。
グループホーム関係	グループホームに入所している人が一人暮らしなどをしようとしても、住宅の抽選倍率が高くなかなか入居できないという状況があるため、そうした障害者が住宅やアパートに入るための支援策についても入れてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅では世帯での入居が原則になっているところですが、障害者を始めとした特定の要件を満たす方については、単身での入居が可能となっております。今後、単身者向けの募集枠を増やすことで支援につながるかと考えております。 ・ 第5章「1 安全・安心な生活環境の整備」に住宅確保要配慮者等に対する居住支援について追記しました。 ・ 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月よりグループホームのサービス内容に、1人暮らし等を希望する利用者への住宅確保を始めとした支援が含まれることが明確化されます。こうした支援が適切に実施されるようされる制度の周知に努めてまいります。
グループホーム関係	アパートでの一人暮らしを希望する障害者の方でも、いきなりでは不安だという方がいる。そういう方がグループホームで一定期間、訓練するという形で選べるようにしてほしい。	御利用者の方が自立した暮らしを目指すうえで、グループホームを利用し、訓練することは現行制度上でも認められております。御利用者の希望に応じたサービスが提供されるよう情報提供に努めてまいります。
施設入所関係	グループホームに入ることができず親も見られないという場合、療養介護という選択肢になるが数が全く足りていないので増やしてほしい。医療的ケア者又は全介助の重度の障害者の場合は、グループホームで生活することは困難であるため入所施設を増やしてほしい。	県で所管している施設の状況といたしましては、概ね重症心身障害児者の病床は埋まっているという状況がございます。その中でも限られた人材ではありますが、できるだけ地域の方々、特に必要としている方に利用いただけるような管理運営を目指してまいります。
第6章 P81	地域生活移行について、周囲が無理だと思っている中で本人から希望は出にくいと思われる。地域生活移行に向けて、施設職員や家族、本人が希望を持てるような取組を推進していく必要がある。	本県においては、施設入所者とその家族が地域生活を具体的にイメージできるように、映像やイラストなどを用いた情報提供や実際に地域移行した人の体験談などを聞く機会として出前講座を行っております。また、グループホーム等を活用した地域生活体験事業も併せて行っております。
第6章 P86	「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」において、今いる施設で生活したいという方は710人、地域生活移行したいという方は147人であり、地域生活移行したいという方が少ない状況がある。地域生活を楽しいと思えるような施策をやっていただきたい。	この取組については、第6章「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」における「（3）目標達成に向けた施策の方向性」と「（4）計画期間の取組」にて「カ 地域生活を体験する機会の提供」に記載しております。 いただきました御意見を参考に、当該事業などを活用しながら、施設職員や家族、本人に対して、地域生活移行に関する情報提供などの取組に努めてまいります。
第6章 P96	医療的ケアを必要とする者などの重度障害者のグループホーム入居を可能にするためには、建物整備への助成のみならず、看護師配置や全介助の場合は2人体制で夜中も体位変換が必要になるので、継続して生活し続けられるよう、人的配置への加算をお願いします。	引き続き、障害の重度化に対しては必要な支援を充実させ、適切な意思決定支援の上で本人の希望に沿った十分な対応ができるよう報酬の増額など必要な改善を図るよう国に要望してまいります。
第6章 P100	「4 福祉施設から一般就労への移行等」「⑤地域の就労支援のネットワークの強化」について 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるとあるが、具体的にどういうことをするのか。 また、企業が知的障害や精神障害者の人などを雇う場合、どう接したらいいかわからないということで不安を抱えることもあると思われるため、企業に対して理解を深めてもらうための啓発をし、必要な支援についても理解してもらえるようにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援に関する協議会につきましては、県の福祉局や労働局、教育委員会、国の機関など関係部署が集まり、それぞれの施策に関して情報共有や意見交換する場を設置し連携していくということで検討しております。 企業側と福祉側の双方の理解が必要であることから、協議会を設置することにより、労働と障害福祉分野との連携を進めそれぞれの取組を推進してまいりたいと考えております。 ・ 愛知県と愛知労働局が一体となって障害者雇用に取り組む企業を総合的に支援する「あいち障害者雇用総合サポートデスク」において、障害のある人の受入れや職場定着に関する相談など、企業の課題に応じて、就労から職場への定着までの一連の支援を行っています。
第6章 P100	「4 福祉施設から一般就労への移行等」「⑤地域の就労支援のネットワークの強化」について 市町村にて自立支援協議会の障害者就労支援部会を行っている。地域で雇用率の向上活動をハローワーク、障害者団体、特別支援学校、社協、企業などを含めた部会で行っている。このような活動を行っている市町村の意見を調べ県の役割を見い出すとよいと思う。特に特別支援学校卒業者の就労ができないことが問題になっていました。主たる活動は市町村、それをサポートするのは県の役割と思う。	就労支援に関する協議会につきましては、県の福祉局や労働局、教育委員会、国の機関など関係部署が集まり、それぞれの施策に関して情報共有や意見交換する場を設置し連携していくということで検討しております。その中での議題等の設定に当たり、今回いただきました御意見を参考にさせていただきます。
第6章 P100	上肢などに障害があったり、身体的に重度の障害者の場合、一般就労はほぼ不可能。バリアフリーへの助成、また通勤へのヘルパーや移動支援の利用、就労中の身体介護を可能にしてもらわなければ気持ちはあっても就労できない。 同じく今は医療的ケア児支援法で義務教育は守られているかもしれないが、すぐに高校生、場合によっては大学生になる。そこも同じように移動支援、身体介護、医療的ケアを誰がするのかを検討しないとすぐ子どもは大人になってしまう。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等事業に係る施設のバリアフリーについては、国の社会福祉施設等施設整備費補助金にある「既存建物のバリアフリー化工事」という項目を活用した整備を行っています。 また、重度障害者の就労中の介助につきましては、国に対し「必要と認められる重度障害者等の就労中の介助については国として重度障害者等の就労環境の整備を図るとともに、法定給付の対象とするなど財源を確実に措置すること。」と要望しております。 ・ 県が設置した医療的ケア児支援センターでは、医療的ケアを必要とする方々の地域での暮らしに関する相談について、地域の関係機関をつなぎ、解決に向けた調整等の対応を行っています。今後も長期的な視点に基づく支援に努めてまいります。
第6章 P105 等	「子ども」の表記があるが、子ども家庭庁からの通達で「子ども」の表記が推奨されていたと思われるので確認しておいていただきたい。	令和4年9月15日付け事務連絡により、子ども家庭庁設立準備室から「子ども」表記の推奨について通知されております。この通知により法令に根拠がある語（子ども・子育て支援法における「子ども」等）や固有名詞を用いる場合等の特別な場合を除き、平仮名表記の「子ども」を用いることが推奨されていることから、本プランにおいてもこの考えに基づき表記を修正します。

関係ページ	構成員の意見（要望・質問等）	県回答・対応（反映状況）
第6章 P106	「身近な地域で通所により療育支援を行う児童発達支援事業所が増加していること、認定こども園・幼稚園・保育所における幼児期のインクルーシブ教育・保育が進んでいることなどにより、児童発達支援センターで行う児童支援事業の役割を担っている」との記載があるが、意味が通っていないのではないか。 「インクルーシブ教育・保育が進んでいる」というより、児童発達センターの役割の一部を他の機関が担っているという状況であり、そのあたりが分かりづらい。	以下のとおり修正します。 「身近な地域で通所により療育支援を行う児童発達支援事業所を利用したり、児童発達支援事業所を始め認定こども園・幼稚園・保育所において、児童発達支援センターで行う児童発達支援事業の役割を担っている状況があるものと考えられます。しかし、児童発達支援センターには、保育所や小学校等への訪問支援や相談支援などのライフステージに合わせた支援を行う機能もあり、地域における中核的役割を担うことで、地域全体で障害児に提供する支援の質を確保することが期待されています。」
第6章 P106	「児童発達支援センターには、保育所等訪問支援や相談支援などの機能もあり、」とあるが、これだけだと保育所や幼稚園のことだけで小学校のことなどが入っていない。児童発達支援センターには、ライフステージに対応して長期的な支援を行っていく機能があるということに記載した方がよい。	短期入所の整備については、国の社会福祉施設等施設整備費補助金の対象となっており、事業実施を計画している法人等から協議があった場合は、地域の実情を踏まえて適切に対応させていただきます。
第6章 P113、P114	コロナ禍において我が家もであるが、短期入所はできなかった。実数が少なくてもニーズは多く、利用できないという声も多いのもっと増やしてほしい。特に週末の希望が多いようである。	短期入所の整備については、国の社会福祉施設等施設整備費補助金の対象となっており、事業実施を計画している法人等から協議があった場合は、地域の実情を踏まえて適切に対応させていただきます。
第7章 P144	障害福祉サービスの見込量のうちグループホームに関して、医療的ケアが必要な人など重度障害の種別に応じた目標を立てる予定はあるか。	目標の設定にあたりましては、基本的に国の基本指針に基づいて設定しております。グループホームに関する目標値につきましては、医療的ケアが必要な方など重度の方のグループホームについての数は今回設定する予定はなく、グループホーム全体としてお示ししております。
第7章 P207	【発達障害のある人に対する支援に関する見込量】（図表179）において、「発達障害者支援センターによる相談支援件数」の2026年度の見込量が1,700件となっている。愛知県は広いところなので、センターとは別にもう1ヶ所サテライトという形でもいいのかで設けてもらえないか。	発達障害者支援センターの職員は相当の専門性が要求されるものであり、直ちにサテライトを作るのは困難な状況です。現状、一番多い電話相談に対応しつつ、メール相談等も行っており、そうした対応の中で県内全域からの相談に対応してまいりたいと考えております。
第7章 P207	【発達障害のある人に対する支援に関する見込量】（図表179）において、「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）」が指標の一つになっている。 これについて、実施者の数はどのように把握するのか。事業所ということに限定するのかもしれないが、ペアレントトレーニングは医療機関や大学などでも行っている。 また、ペアレントプログラムはNPOによって開発されたもので、支援者の養成はその機関しか行っていないと思う。そうした民間資格に対して、県の施策として支援者数の数を見込に入れることはふさわしくないのでは。	ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム以外にも、県医療療育総合センターや市町村等で実施しているペアレント活動なども含んでおり、特定の民間事業者によるものに限定しないものです。
第7章 P208	(4) 発達障害のある人に対する支援の②計画期間の取組として、支援者向けの各種研修や事業所等へ出向いて事例検討等を通じた研修を行う機関コンサルテーションなどにより、支援者を育成・支援するとの記載があるが、これはどういったものか。	具体的には、発達障害者支援センターに配置されている地域支援マネージャーが、機関コンサルテーションなどにより、地域の方にもその知識、技能等を伝達しながら、各地域で対応できることを増やしていくということを想定しております。
第7章 P211	①サービス提供に係る人材の確保及び育成の項目のうちの、訪問系サービス従事者養成研修については、研修事業者を指定し実施されるものであるが受講料を減免するなどにより福祉人材の確保を図ってほしい。	人材確保に向けての施策は、量から質へという部分も含めて必要な部分であると認識しております。受講料の減免は予算を伴うものであり難しい状況ではありますが、御意見を参考にさせていただきます。
第7章 P212、P219	障害者ピアサポート研修事業について、「ピアサポーター及びその活用について理解する障害福祉サービス事業所等の管理者等への研修」とあるが、ピアサポーターというのは既に活動している方を想定しているのか。 また、ピアサポーターに対する研修であるということと、障害福祉サービス事業所等の管理者への研修でもあるということであるが、同じものを受けるとい意味なのか。	この研修は令和4年度から障害福祉サービス事業所等を対象として実施しており、既にピアサポーターとして働いている方及びこれから働こうとされている方の両方を含みます。 ピアサポーターと管理者がともに受講していただきますが、それぞれの立場に応じてピアサポートの理解や、ピアサポートを活用する技術と仕組み等を学んでいただくものとなっております。
第7章 P212、P219	障害者ピアサポート研修は受講すると認定書などをもらえるものなのか。これは、どの範囲まで対応するものなのか。	障害者ピアサポート研修を受けると、研修を修了したことを証明する修了証書を交付します。ピア活動は日常生活を含め様々なところで行われておりますが、この研修は障害福祉サービス事業所等における管理者・従事者の方を対象者として実施しております。
第7章 P212	ピアカウンセリングなのか、ペアレントトレーニングなのか分からないが、肢体不自由児を育てる親たちは手探りで子育てをしている。今後、地域の学校への入学が普通になっていくと、具体的な情報がなく孤立しがち。先輩の保護者の生活を知る場が必要かと思う。ICT機器の利用も盛んであるが、保護者に知識がないと何もしゃべれない、何も考えていない子として育っていく。そうした情報交換の場としても、今後必要になっていくと思う。	児童発達支援センターは、地域の障害児支援の中核的役割を担うことが求められており、その具体的な役割・機能のひとつとして、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能があります。 こうした機能を持つ児童発達支援センターが市町村に整備されるよう取り組んでまいります。
第7章 P217	「ピアサポートの活用」の部分で、「精神障害のある人が自らの疾患や症状について正しく理解し受容することを促す観点から」という記載がある。「受容」という言葉が加わっているが、病気を受け止めることというのは非常に難しいことであり、それを御本人に求めるというような意味合いの言葉は使わない方がよいのでは。	趣旨は、当事者が疾患や症状について正しく理解し、さらにそれを受け入れ、より自分らしく生きていくためには、専門職だけでなく、ピアサポーターとの出会いや関わりがそれを促す期待ができるということです。そのため表現を「正しく理解し、よりその人らしく生きていくことを促す観点から」とします。
第7章 P217	コミュニケーション条例もあるが、これまで肢体不自由でしゃべれない子は、表現が難しかったが、今はタブレットで結構会話をしたりする。入力が遅かったりするが、そういう方がいるということコミュニケーション条例に組み込んで周知していただきたい。	現に手話言語・障害者コミュニケーション条例の対象として肢体不自由児も想定しており、リーフレットでは「肢体不自由」として記載しております。引き続き、リーフレット等により条例の周知に取り組んでまいりますので、御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
第7章 P217、P218	第7章「4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項」の(3)専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣及び(4)人材育成等その他の事業において、視覚障害に関することが入っていないのはなぜか。	あいち障害者福祉プラン2021-2026は障害者計画と障害福祉計画で構成されております。このうち、障害福祉計画に該当する部分は計画期間を3年間としており、現計画は今年度末に計画期間が満了するため、障害福祉計画にあたる第6章～第8章を中心に見直しを行うものです。 御質問のありました、視覚障害の方に対する意思疎通支援者等の養成に関しては、障害者計画の中の施策として第5章「2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」の中で、点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成、社会参加推進事業の実施ということで記載しております。
第8章 P228	【県の地域生活支援事業に関する事項】のうち、「人材育成等その他の事業」中の「身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業」について この相談員による活動は、今はどの程度の市町村で実施されているのか。ある意味ではピアサポートと同様、同じ障害を持った者への相談かと思うがPRが少なく、あまり機能していないように感じる。今のままではあまり活躍も期待できないように思われるので、他の相談業務と連携し、相談内容によっては回してもらうような流れにできないか。	身体・知的障害者相談員の活動実績といたしまして、令和5年1月1日時点で、身体障害者相談員は18市町村に配置され、相談件数は159件、知的障害者相談員は19市町村に配置され、相談件数は348件となっております。相談員は、地域に在住する身体障害者や知的障害者の教育・福祉に関わる方の中から実施主体である市町村が任命しております。 県では、身体障害者・知的障害者相談員研修を毎年実施しております。引き続き、相談員の知識・技能の向上に努めるとともに、制度の周知を図ってまいります。
第8章 P228	県の地域生活支援事業の実施に関する事項のうち、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣」の部分で手話通訳者派遣事業の利用見込数が170件とあるが、実際は1,000件を超えているはずでは。記載誤りではないか。	資料には県の地域生活支援事業について記載しており、県の委託事業として実施している件数が170件となっております。委託先である愛知県聴覚障害者協会では、県事業のほか、市町村事業や独自事業を行っており、その派遣実績は1,000件以上であると認識しております。
用語説明	ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムについて、用語説明に入れるべきではないか。	用語説明に追記させていただきます。